

令和5年度（2023年度）第1次定期監査結果に係る注意事項の公表

令和5年（2023年）4月18日から5月29日までの間に実施した定期監査における注意事項は以下のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和5年（2023年）8月31日

熊本県監査委員事務局

① 行政  
なし

② 収入

事項	内容	課題数
未収金対策	法的手続きを進める等の手段は講じられているものの、未収金が前年度末と比較して増加している。	1
現金出納	現金領収書の日計表について、領収者以外の者が検印すべきところ、領収者が検印をしているものが多数ある。	1
	現金領収書の内容に記載漏れがある。 会計職員が現金徴収した内容が、誤って出納員の現金出納簿にも記載されている。 港湾使用料の徴収事務について、会計管理者に意見を聴くべきところ、意見を聴くことなく委託している。	1

③ 支出

事項	内容	課題数
工事請負契約事務	工事請負契約については、電子入札システムにより入札すべきところ、紙入札をしている。 公共工事請負契約書を作成せず、請書により契約を締結している。	1

④ 物品

事項	内容	課題数
毒劇物の管理	毒劇物管理記録簿に管理者・責任者確認欄、用途欄に記載されていないものがある。	1
	毒劇物について、管理責任者が設置されておらず、毒劇物管理記録簿も適正に管理されていない。 また、今後使用する見込みのない毒劇物が多数保管されている。	1
公用車の毀損	公用車による自損事故が発生している。	1
物品の管理	備品として管理する物品を亡失している。	1
	重要備品として管理する物品を毀損している。	2

⑤ 財産  
なし